

【事例から学ぶ会計】シリーズ 第5回

中小企業の役員借入金・役員貸付金の問題点



T・MACKS 税理士法人  
代表社員 菅原 初義

はじめに

中小企業の財務諸表、とりわけ貸借対照表において、社長等の役員及びその親族(以下、「役員等」)からの借入金、役員等への貸付金が計上されていることがあります。その金額が大きいことに加え、長期にわたってそのままになっていることも見受けられます。

今回は、これらの役員等からの借入金及び貸付金について、税務上等の観点からどのような問題点があるのかについて考察します。

役員等から法人への貸付金  
(役員等からの借入金)

中小企業の資金繰りは、銀行からの借り入れだけで賅えない場合もあり、役員等自らが会社に資金を投入し、急場を凌ぐこともあります。

役員等からの借入金は、原則として、法人では無利息で資金調達ができるというメリットがあります。また、返済する時期が明確でないことが多く、「ある時払いの督促なし」として、資金繰りを見ながら返済をすることができます。

法人にとってはこのようなメリットがある役員等からの借入金ですが、「ある時払いの督促なし」であるため借りたままとなり、借入金が長期化しがちです。しかも、資金が不足する都度借り入れることで、借入金額が徐々に膨

らんでいくことも多く見受けられます。また、契約書も無く、その出所も疑われないこともありません。

このような場合において、役員等個人及び法人に及ぼす問題点としては、次のようなものが考えられます。

(1) 役員等個人(法人への貸付金)の問題点

① 回収可能性

役員等から法人への貸付金は、基本的には利息をもらえないことが多く、また「ある時払いの督促なし」であることから、なかなか返済してもらえません。

そればかりか、法人の業績次第で更に法人に資金を注入し続けなければならぬケースも見受けられます。

このため、貸付金がどんどん膨らんでしまい、気が付いたら多額になり、ますます回収することが困難となります。

② 相続税への影響

役員等から法人への貸付金は、その役員等が亡くなってしまった時は、その貸付金そのまま相続財産として取り扱われることとなり、相続税の対象になります。

例えば、法人へ1億円の貸付金があるとした場合には、相続財産としての評価額は1億円となるため、相続人が多額の相続税を負担する可能性が生じます。

相続が発生した後も、この貸付金をすぐに回収できるのであれば、その中から相続税を支払うことができますが、法人は返済する資金が無い場合

には、返済してもらって相続税を支払うことも難しくなります。

このように、相続が発生した際には、貸付金が相続財産となって多額の相続税が課されるものの、相続税の納付が出来ないことにもなりかねません。

こういった窮地に陥らないようにするためにも、法人への貸付金がある場合には、早めに、しかも相続が発生する前に、その貸付金を減らすよう対策を講じることが必要です。

それと同時に、金銭消費貸借契約書を作成し、お金の出所を明確しておくことも重要です。

(2) 法人(役員等からの借入金)の問題点

① 金融機関からの評価

役員等からの借入金が多額になりますと、その結果、資産よりも負債が多い債務超過の状態となり、自己資本比率が低下することにもつながります。

この役員借入金については、「ある時払いの督促なし」であることから、金融機関からはこの借入金を「自己資本」と同様にみなされ、自己資本が厚いという評価になる場合もあります。

ただし、あくまでも借入金は借入金であるため、やはり返済をしていくことが必要です。

② 返済

役員等から借りている間は、「ある時払いの督促なし」で良かったかもしれませんが、役員等が亡くなって相続が発生した時に、事業とは関係の無い相続人が引き継いだ場合、直ちに

返済を迫られる可能性もあります。

(3) 対策

法人への貸付金(役員等からの借入金)を減らすためには、金融機関からの借入金と同様に、役員等からの借入金も計画的に返済を進めていくことが大切です。

しかしながら、前述の通り、資金が不足しているから借りたままになっていることが多く、なかなか減らすことが難しいものです。

このため、役員等からの借入金を減らすための対策として、以下のような方法が考えられます。

対策①: 役員報酬の減額

役員等からの借入金を減らすために、借入金がある役員等の役員報酬を減額し、減額により減少してしまった手取り額分を、借入金を返済することで補うことができます。

この方法によると、役員等の手取り額を減らさずに借入金を減らすことができ、しかも役員報酬を減額した分、法人は役員報酬や社会保険料などの人件費が減少して利益が出やすい体質となります。すなわち、経費を減らし、同時に借入金も減らせることにより、財務体質を改善することができます。

更に役員等個人としても所得税や住民税が抑えられることとなります。

ただし、役員報酬を減らすことで、所得が増加することになるため、法人税等が増えることもあります。

なお、役員報酬を減額する時期には注意が必要です。役員報酬は改定できる時期が決まっているため、原則として期中に増減させることはできません。

例: 役員報酬100万円を50万円に減額した場合  
(社会保険料は減額後3か月後から、住民税は翌年から金額が変わります)

	減額前	減額後	差額
役員報酬	100万円	50万円	50万円
社会保険料	11万円	7万円	4万円
源泉所得税	10万円	2万円	8万円
住民税	5万円	1万円	4万円
差引支給額(手取り額)	74万円	40万円	34万円

役員報酬の減額により手取り額が34万円減少してしまいます。このため、役員借入金を月34万円返済し、役員本

人が受け取る金額を役員報酬減額前と同じ金額にすることができます。

対策②: 債務免除

役員等からの借入金を減少させる対策の一つとして、借入金の一部または全部を免除(役員等の視点からは債権放棄)してもらう方法もあります。

役員等に債務免除をしてもらいますと、法人においては、その免除された金額が「債務免除益」として収益に計上されることとなります。

債務免除益を計上した後も当期が赤字である場合や、黒字になっても、その黒字を超える税務上の繰越欠損金があれば、法人税等は課税されません。

ケース1 役員等からの借入金のうち、3,000万円を債権放棄してもらったが、当期損益はまだ赤字である場合。

売上高	xxx
売上総利益	xxx
経常損益	▲4,000万円
債務免除益	3,000万円
税引き前当期利益(損失)	▲1,000万円

債務免除益を計上した後も利益が出ておらず、所得計算においても課税所得が出なければ、法人税等は課税されません。

ケース2 債務免除益3,000万円を計上したことで税引き前利益は2,000万円となったが、繰越欠損金(5,000万円)がまだある場合。

売上高	xxx
売上総利益	xxx
経常損益	▲1,000万円
債務免除益	3,000万円
税引き前当期利益	2,000万円

繰越欠損金が5,000万円あり、所得計算においてこれを超える加算調整項目が無ければ、課税所得は0円となります。

以上のように、役員借入金の債務免除は、法人としては返さなければならぬ借入金が無くなるため、メリットは非常に大きいものとなります。

しかしながらお金を貸した役員等にとっては、事業のためとはいえ、債権放棄をするということでお金が返ってこないこととなりますので、債権放棄は最終手段となります。

「貸したお金は返ってこないと思え!」という覚悟をもって貸した訳ではないと思いますので、できればち

んと返済してもらう方法を探りたいところです。

※債務免除を行うにはタイミングに注意!

債務免除により債務が消滅することで、債務超過が解消される場合には、更に注意が必要です。

債務免除により債務免除益が利益に加算されることとなりますが、これにより法人の純資産額も増加します。純資産額が増加しますと、法人の株価が上がることとなります。

複数の株主から構成されている同族会社において、株主である役員等に債務免除をしてもらっても、債務超過が解消されなければ、法人の株式の評価額は出ません。逆に債務超過が解消した場合は、株式の評価額が算出されます。株式に評価額が算出されると、他の株主が所有する株式の株価が上がることとなり、株式の価値の増加部分が、「債務免除をしてもらった同族株主から他の同族株主への贈与」とみなされ(みなし贈与)、贈与税が課される場合があります。

以上のことから、債務免除を行うタイミングには十分な注意が必要です。

ケース3 役員借入金4,000万円を債権放棄してもらい、債務免除益4,000万円を計上した場合。

資産 10,000万円	負債 8,000万円
	役員借入金 4,000万円
繰越利益剰余金 ▲3,000万円	資本金 1,000万円
(債務超過)	

資産合計 10,000万円 < 負債合計 12,000万円  
∴ 債務超過

※株価(純資産評価方式の場合)  
債務免除前: 0円(純資産がマイナスのため)

資産 10,000万円	負債 8,000万円
	資本金 1,000万円
	繰越利益剰余金 1,000万円

資産合計 10,000万円 > 負債合計 8,000万円  
∴ 債務超過解消

※株価(純資産評価方式の場合)  
債務免除後: 2,000万円+発行済株式数

(注) 類似業種比準評価方式により評価する場合及びこれらを併用して評価する場合には、債務超過でも株式の評価額が算出される場合があります。

以上のように、役員等からの借入金が多額になってくると、個人、法人共に大きな問題を抱えることに繋がります。このため、早めに対策を講じ、役員等からの借入金を減らしていくことが必要です。

今回は、法人から役員等への貸付金に関する問題点について説明します。